

「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか 2 件の一部改正（案）（時の経過により価値の減少しない資産の範囲の見直し）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）、「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）及び「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正を、別添のとおり予定しています。

この改正につき御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【募集期間】

平成 26 年 10 月 10 日(金)から平成 26 年 11 月 10 日(月)まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAX の場合

FAX 番号：03 - 3597 - 5793

国税庁 課税部 法人課税課 審理第 1 係宛

（FAX の件名に「『法人税基本通達の制定について』ほか 2 件の一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100 - 8978 千代田区霞が関 3 - 1 - 1

国税庁 課税部 法人課税課 審理第 1 係宛

（封筒等の表面に「『法人税基本通達の制定について』ほか 2 件の一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか 2 件の一部改正
（案）の概要

1 改正の背景

法人税法施行令第 13 条では、「時の経過によりその価値の減少しないもの」は減価償却資産から除くことと規定されています。

美術品等（絵画や彫刻等の美術品のほか工芸品などが該当します。以下同じです。）について、これを減価償却資産とすべきかどうかの判断は極めて困難であるため、一種の外形基準として、いわゆる美術関係年鑑等に登載されている者は一応プロの作者として通用するものとみなし、その者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等は、原則として減価償却資産には該当しないこと、また、この基準だけで全てを律しきれものではないため、取得価額が 1 点 20 万円（絵画にあっては、号 2 万円）未満であるものについては減価償却資産と取り扱うことができることを法人税基本通達 7-1-1 で明らかにしてきたところです。

しかしながら、この法令解釈通達の発遣後 30 年余を経過し、美術品等の多様化や経済状況の変化等によって、この基準によって美術品等が減価償却資産かどうかを区別することとした場合には減価償却できる美術品等の範囲がその取引実態とは乖離してきたと考えられることから、その実態に応じて取扱いの見直しを行うものです。

2 改正案の内容

今回改正案としている法人税基本通達 7-1-1 では、美術品等についての減価償却資産の判定についての基準を示しています。

(1) 本改正案の(1)では、古美術品、古文書等といった歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないものについては、「時の経過によりその価値の減少しないもの」であることが明らかであることから、従来の取扱いを変更することなく、減価償却資産には該当しないことと整理しています。

(2) 本改正案の(2)では、古美術品、古文書等以外の美術品等に係る従来の取扱いを変更しています。

具体的には、まず、従来の取扱いでは、美術関係の年鑑等に登載されている者は一応プロの作者として通用するものとみなし、その者の制作に係る美術品等は、原則として減価償却資産に該当しないこととしていましたが、著名な作家であっても美術関係の年鑑等に掲載されていない者が多く存在すること、いわゆる愛好会の会員等についても年鑑等に掲載されている実態にあること等を踏まえると、必ずしも年鑑等に掲載されているかどうかにより判断することが妥当とは言えない点もあることから、この基準を廃止しました。

次に、減価償却資産に該当するかどうか明らかでない美術品等については、取得価額が 1 点 20 万円（絵画にあっては、号 2 万円）未満であれば減価償却資産と取り扱うことができると取り

扱っていた点について、近時の取引の実態に照らせば、金額基準として低すぎるのではないかと
いった指摘もあったところです。この点、この 20 万円基準は、法人の事務負担の軽減を目的に設
けられている法人税法上の少額減価償却資産制度（法人税法施行令 133）に準拠して定めたところ
ですが（注釈：改正前の通達制定時である昭和 55 年当時の制度によります。）、新鋭作家のデビュ
ー作が 1 点 60 万円～80 万円取引される実態にあることや、市場による一定の評価を得ることが
できる作者かどうかは一般に作品の価格が 100 万円を超えるかどうかで評価することができる
といった専門家の意見等を踏まえ、今回の改正案では取得価額が 1 点 100 万円以上のものについて、
原則として減価償却資産には該当しないと整理することとし金額基準の引上げを行っています。

また、絵画については、10 号の作品が一般的であるとの理由から従来は号当たり 2 万円以上か
どうかで判断することとしていましたが、作品の価格については、必ずしもその作品の大きさに
応じて決まるものでないことから、号当たりの基準を廃止して他の美術品等と同様、取得価額が
1 点 100 万円以上かどうかで判断することとしています。

なお、取得価額が 1 点 100 万円以上のものでも、「時の経過によりその価値の減少することが明
らかなもの」については、減価償却資産として取り扱うこととします。

- (3) 改正案の（注）1 では、改正案(2)にいう「時の経過によりその価値の減少することが明らかな
もの」には、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の
装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として法人が取得するもののうち、移設すること
が困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮
定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが
含まれることを明らかにします。

これは、多くの者の目に触れる場所の装飾品として用途が限定されており、もし転売等をしよ
うとしたとしても美術品等としての実質的な価値がないと見込まれるものについては、「時の経過
によりその価値の減少することが明らかなもの」と言え、減価償却資産として取り扱うことが適
当と考えたことによるものです。したがって、取得価額が 1 点 100 万円以上する美術品等につ
いて不特定多数の者の利用する場所に展示等をしているものであっても、例えば、ガラスケースに
収納されている等、退色や傷が付かないように展示されているものについては、通常、他の用途
に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込
まれないものとは言えないことから、「時の経過によりその価値の減少することが明らかなもの」
には該当しないこととなります。

改正案の（注）2 では、上記のように取り扱うこととした結果、取得価額が 1 点 100 万円未満
のもの（時の経過によりその価値の減少しないことが明らかなものを除く。）については原則とし
て減価償却資産に該当することを明らかにしています。

- (注) 連結納税基本通達 6-1-1 及び所得税基本通達 2-14 についても同様の取扱いが定められ
ているため、上記と同様の改正を行います。

(参考)

減価償却資産の法定耐用年数は、それぞれの美術品等の構造や材質等に応じて、「減価償却資産
の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）の別表第一に掲げられている

区分に従って判定することになります。

3 適用時期

法人税基本通達 7-1-1 については、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度において法人の有する美術品等について適用します。

したがって、以前に取得し現在非減価償却資産として管理している美術品等について、改正後の通達案に従って判定した結果、減価償却資産と取り扱うことができるものについても、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から減価償却資産として償却をすることが認められます。

(注) 連結納税基本通達 6-1-1 については平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する連結事業年度において連結法人の有する美術品等について、所得税基本通達 2-14 については平成 27 年分以後の年分において個人の有する美術品等について適用します。

4 新旧対照表

法人税基本通達 7-1-1、連結納税基本通達 6-1-1 及び所得税基本通達 2-14 の新旧対照表は別紙のとおりです。

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>美術品等についての減価償却資産の判定</u>)</p> <p>7-1-1 「<u>時の経過によりその価値の減少しない資産</u>」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「<u>時の経過によりその価値の減少しない資産</u>」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、<u>取得価額が1点100万円以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</u></p> <p>②1 <u>時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用(有料で公開するものを除く。)</u>として法人が取得するものうち、<u>移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</u></p> <p>2 <u>取得価額が1点100万円未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)</u>は減価償却資産と取り扱う。</p>	<p>(<u>書画骨とう等</u>)</p> <p>7-1-1 <u>書画骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下7-1-1において同じ。)</u>のように、<u>時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。</u></p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) <u>美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等</u></p> <p>② <u>書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円(絵画にあっては、号2万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度において法人の有する美術品等について適用する。</u></p>	(新 設)

平成 15 年 2 月 28 日付課法 2 - 3 ほか 1 課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(美術品等についての減価償却資産の判定)</u></p> <p>6 - 1 - 1 <u>「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。</u></p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) <u>(1)以外の美術品等で、取得価額が 1 点 100 万円以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</u></p> <p><u>(注)1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用(有料で公開するものを除く。)として法人が取得するものうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれない</u></p>	<p><u>(書画骨とう等)</u></p> <p>6 - 1 - 1 <u>書画骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下 6 - 1 - 1 において同じ。)のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。</u></p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) <u>美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ものが含まれる。</u></p> <p>2 <u>取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。</u></p> <p><u>（経過的取扱い…改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成27年1月1日以後に開始する連結事業年度において連結法人の有する美術品等について適用する。</u></p>	<p><u>（Ⅱ）書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円（絵画にあっては、号2万円）未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。</u></p> <p>（新 設）</p>

昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（美術品等についての減価償却資産の判定）</u></p> <p>2-14 「<u>時の経過によりその価値の減少しない資産</u>」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「<u>時の経過によりその価値の減少しない資産</u>」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は<u>希少価値</u>を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過</p>	<p><u>（書画、骨とう等）</u></p> <p>2-14 <u>書画、骨とう（複製のようなもので、単に装飾的的目的にのみ使用されるものを除く。以下この項において同じ。）のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画、骨とうに該当する。</u></p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は<u>希少価値</u>を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) <u>美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)</u></p> <p><u>④1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として個人が取得するものうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</u></p> <p><u>2 取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。</u></p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成27年分以後の年分において個人の有する美術品等について適用する。</u></p>	<p><u>等</u></p> <p><u>④ 書画、骨とうに該当するかどうか明らかなでない美術品等でその取得価額が1点20万円(絵画にあつては、号2万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>